

第5回 法律事務所とコミュニティオーガナイズング①

— 何もないところから地域に外国人包摂支援体制を作るまで —

公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人東京パブリック法律事務所 野原 郭利 (65期)

1 外国人事件の無力感・孤独感

現在、私は東京パブリック法律事務所（以下「東パブ」という）の外国人・国際部門（FISS）に所属し、外国籍の方の事件を多く担っている。しかし、外国籍の方の事件を担当していて、時に無力感や孤独感を感じることもある。

入管での在留資格の手續に関する理解が不十分な外国籍の方が、誤った手續を行ったり、手續自体をしなかったりした結果、在留資格を失ってしまうケースがある。在留資格を失ってから行政訴訟を担当しても、厳しい結果となり、無力感を感じることも少なくない。もっと早く、在留資格のことで悩んだときに相談してもらえればという気持ちが残る。

あるいは、安定した在留資格を有していない方の事件を担当したとき、依頼者が、仕事ができない、お金がない、家も出なければならぬかもしれないといった状況に置かれることがある。依頼者が様々な生活上の困難に見舞われたとき、法律上の手段しか持っていないことの無力感がある。そして、本人を支える人や公的な機関が存在せず、その困難を自分だけが抱える孤独感を感じることもある。

ミャンマー国籍のTさんは、技能実習生として来日し、実習期間を終えたものの、ミャンマーの情勢不安に伴い帰国が困難になった。この頃、Tさんは子どもを妊娠したが、父親に当たる人物は所在がわからなくなってしまい、1人で子を抱えなければならなくなってしまった。行政が状況を問題視したため、子どもを乳児院に保護されてしまい、出産のために働けない期間に国民健康保険税も滞納してしまった。本来は、出生した子どもは1か月以内に在留資格を取得するための手續を取らなければならないが、Tさんはそのことも知らなかった。

自分や子の在留資格が危うくなることを知らないまま、期間が経過していたとすれば、Tさんもまた在留資格を失ってから、子のことを相談にきたかもしれない。そして私も、相談を受けたとき、先述のような無

力感・孤独感を感じたかもしれない。

しかし、Tさんは、私たちが運営・活動している団体TOSHIMA Multicultural Support（通称「としまる」）が実施しているフードパントリー（食料配布）を訪れた。

2 としまるの活動

法的な課題に気づけなかったり、生活上の課題に担当する弁護士だけで悩むような状況が解消されるためには、生活上や法律上の様々な困難を抱えた外国籍の方にできるだけ早くつながることができて、生活支援と法的支援の双方が実現するような包摂支援体制が必要となる。こうした問題意識から、私たちは他機関と協働し、としまるを設立した。

としまるは、2021年6月に発足した、東パブ、国際NGOであるシャンティ国際ボランティア会、豊島区民社会福祉協議会（以下「社協」という）の3者を実施機関とする助成金のプロジェクトである。豊島区在住の外国籍の困窮世帯の方を中心に、フードパントリーを行い、困りごとの聴き取りを行っている。継続的な支援が必要な方には、私たちが法的支援（在留資格等の行政事件への対応、離婚や債務整理といった民事事件への対応）をし、社協やNGOが生活支援（各種の行政手續・制度利用の援助、家計支援等）をするという包括的な支援を実現するというスキームだ。現在までに、毎月1回程度、累計で40回以上フードパントリーを実施し、1000人を超える外国籍の方へ、支援を行ってきた。その他にも、都営・区営住宅申請サポート、就職や在留資格に関するセミナー等の各種イベントや、月数回の相談窓口を実施し、外国籍の方の困りごとの聴取やその後のサポートを行ってきた。様々な助成金を利用することで、私たちにとても持続可能な取り組みとなっている。

先ほどのTさんは、フードパントリーに参加した結果、在留資格の手續が切迫していること、国民健康保険税の滞納を解消しなければ、自身や子の在留資格が危うくなりうることを知った。

そして、私の子の在留資格取得の手続や、本人の在留期間更新の手続を行うと共に、社協職員やコーディネーターの援助のもと、国民健康保険税の分納の交渉を行い、何とか生活に関するめどをつけることができた。そして、こうした状況を弁護士とコーディネーターとで区に説明して交渉した結果、Tさんは、子どもと一緒に母子生活支援施設に入所することができた。

現在も、Tさんは、子どもをベビーカーに乗せて、フードパントリーに参加してくれている。母子での生活は決して楽ではないものの、当初相談にきたときよりも表情は明るい。

3 何もないところから地域に 外国人包摂支援体制をつくるまで

としまるの活動を開始するときには、基盤となるような活動、拠点、資金もなかった。そのため、当初は手探りの状態で、何もないところからスタートしたように見えた。

しかし、実際には、東パブのこれまでの活動が、としまるの体制を作る土台になっていたことに気づかされた。

フードパントリーを始めるに際して、その情報を誰に届けるかという問題がある。地域で法的ないし生活上の課題を抱えている外国籍の方につながるには、そうした方を捕捉するための情報が必要だ。そのため、社協が都の委託を受けて行う福祉貸付事業の貸付先に対して、社協からフードパントリーの案内を行うことになった。このことは、これまで東パブが社協と連携して行ってきた活動への信頼があることから、可能となった対応だと思われる。

そして、外国籍の支援コーディネーターを探すときにも、東パブの地域でのネットワークが活きるようになった。としまるでは、生活支援を行っていたり、外国籍の子どもを支援していたりするNPO等の伝手を

辿り、また、東パブに志願してきたインターン生に協力を依頼するなどして、外国籍の方に直接つながることのできるコーディネーターを配置することができた。こうしたコーディネーターは外国籍の方の文化や言語の面での壁を越え、私たちだけでは構築できない関係を相談者と築いていった。

さらに、としまるの活動を行っていく中では、生活支援の分野を担う支援者と、法的支援の分野を担う弁護士が有機的に連携し、協働していくことが不可欠となる。このことによって、活動は充実し、継続的なものになっていくからだ。この点で、としまるを担うことになった当初の弁護士は、いずれも法テラスやひまわり基金法律事務所に赴任した弁護士だったことが重要だったように感じている。当事務所で養成を受けるなどし、各地で地域の支援者と連携しながら関係を構築し、役割分担の中で協働して事件を解決していく経験が豊富な弁護士がとしまるの活動を担っている。

こうしたことを考えると、私たちは、何もないところから包摂支援体制を作り上げた訳ではなかった。むしろ、東パブのこれまでの活動が結実した1つの形がとしまるなのだと実感している。

4 地域は広がっていく

現在、としまるの活動を契機として、地域の外国人の抱える課題が顕在化し、豊島区も外国人相談窓口を拡充するといった動きがとられるようになった。今後、区とも連携をとっていくことを検討している。また、私たちが包摂支援体制をつくらうとしている範囲は、豊島区にとどまらない。練馬区でも、社協との連携のもと、同様にフードパントリーを開始している。

こうして支援対象地域は広がっていき、1人でも多くの外国籍の方がこぼれ落ちないような体制が作られていくことを願っている。私自身も、その活動を担う1人であり続けたい。

公設事務所運営特別委員会からのお知らせ

この度、「弁護士法人北千住パブリック法律事務所」が設立20周年を迎えたことを記念し、以下のとおり、シンポジウムを開催することとなりました。多くの方のご参加を心よりお待ちしております。

「弁護士法人北千住パブリック法律事務所20周年記念シンポジウム」

日 時：2024年11月29日（金）午後2時30分～午後5時00分

参加形式：ハイブリッド方式（弁護士会館2階講堂クレオBCおよびZoomによるウェビナー配信*）

* https://us02web.zoom.us/webinar/register/WN_cL0egGgCTHerjjJIO9LDkg

*問い合わせ先：総務課 TEL 03-3581-2204（公設委員会担当）